



2023-2024年度 国際ロータリーのテーマ  
世界に希望を生み出そう  
CREATE HOPE in the WORLD

国際ロータリー会長 ゴードン R. マッキナリー

2023～2024

令和5年11月号

# 倶知安ロータリークラブ会報

創立：1964.12.3

会長：中川 徹 幹事：須藤 淳 司  
例会場：ホテル第一会館 例会日：毎週水曜日 12時15分  
事務所：倶知安町南3条西2丁目 電話 0136-22-1158  
<http://www.kutchan-rc.com/>

会報編集／情報コミュニケーション委員会  
委員長 旭 克久

令和5年11月8日 第9(2747)回

講師例会

点鐘 12時15分 会場 ホテル第一会館

講師：札幌法務局倶知安支局  
法務事務官 川瀬 耕大氏



## ■会長挨拶・会務報告（中川会長）

前回のタージマホールにての移動例会に会員多数出席頂きありがとうございました。

国歌やRCソングまでさせて頂き、会場を提供して下さったマンスカニ・デイリカップ会員には感謝の念にたえません。

本日はご案内の通り法務局の川瀬耕大様より令和6年4月1日より義務化される相続登記の申請についてお話しを頂きます。

## ■幹事報告（須藤幹事）

理事会において今年度予算案が承認となりました。

小樽RCより70周年の礼状が届いています。  
次の例会は夜間での誕生日例会となります。

## 【委員会報告】

### ■出席報告

会員 20名 講師 1名

### ■まごころ箱

中川会長／長尾会員／青木会員

なんとなく 578円 合計 3,578円

### ■次々年度会長指名委員会

次々年度の会長立候補の受付は本日まででしたが、立候補者がおりませんので、岩佐会員を始め指名委員会を発足します。



## 【卓話】

札幌法務局倶知安支局

法務事務官 川瀬 耕大氏

法務局倶知安支局の川瀬です、本日はお呼び頂きありがとうございます。

いよいよ令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まります。

基本的なルールとしては、相続によって不動産を取得した相続人は、相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請しなければなりません。

さらに、遺産分割が成立した時の追加的なルール等、義務に違反した場合には過料の対象になる事もありますので、順を追ってお話しします。

……以降持参した資料にて説明を受けました……

令和6年4月1日から

知っていますか？  
相続登記が義務化されること

相続登記・遺産分割を進めましょう



不動産登記情報イメージキャラクター FOXPRIDE

預けて安心!  
自筆証書遺言書  
保管制度

あなたの大切な  
遺言書を守ります

全国の  
法務局  
ご利用いただけます。

遺言書の  
保管の申請には  
3,900円が  
かかります。

手続には  
予約が必要です

法務局手続案内予約センター受付ページ  
https://www.law.go.jp/portal/notice.html

相続の意義

相続とは

- 被相続人に継承していた財産を相続人が受け継ぐこと
- ※ 相続人（亡くなった方）の親（生きていない方）

相続は、被相続人の死亡によって開始する。  
開始する時点は、被相続人身上の権利義務がある。

- ※ 相続財産（権利）：（預金の貯蓄）
- ※ 土地・建物、自動車・船舶、有価証券、など
- ※ 債権の請求（債権）：（マイクの貸借）
- ※ 借金、買掛金、ローン債務、など

相続人は、遺産がある場合には指定された相続人が、遺産がない場合には法定相続人となる。

- ※ 法定相続人、法定相続人の順位は、民法で規定されている。

1. 基本的なルール  
相続（遺言を問わず）によって不動産を相続した相続人は、相続により不動産を取得したことを証明した日から3ヶ月以内に相続登記の申請をしなければなりません。

2. 遺産分割が成立した際の追加的なルール  
遺産分割の話し合いがまとまった場合、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3ヶ月以内に、その内容を基にした登記申請を行いなければなりません。

3. その他、正当な理由がないのに義務を違反した場合、10万円以下の過料の課税対象となります。

法務局では、**相続登記の手続案内(事前予約制)**を行っています。  
手続案内では、申請書様式や必要な添付書類の種類等について御案内します。  
まずは、管轄の法務局までお電話ください!

**札幌法務局**

相続登記の申請の義務化と相続人申告制について

相続登記とは

1. 相続により不動産を相続した相続人は、その権利を登記簿に記載する義務があります。

2. 遺産分割協議が成立した場合は、遺産分割協議書に基づき、相続登記の申請を行います。

3. 相続人申告制とは、相続人が相続開始の日から3ヶ月以内に、相続人であることを法務局に申告する制度です。

相続登記の申請には、相続人申告書の提出が必要です。

相続（手続）の主な流れ

- 1 「遺言書」の有無  
「遺言書」の有無を確認し、有効な遺言書がある場合は、その内容を基に相続人等を決定する。
- 2 相続人の確定（戸籍の調査）  
被相続人の死亡から死亡までの戸籍簿、戸籍簿を調査し、相続人等を確定する。
- 3 相続財産の確認  
相続財産は、相続開始の日から、遺産分割協議までの間、相続人等が管理する。
- 4 遺産分割協議  
遺産分割協議は、全ての相続人が参加する必要があります。相続人等、遺産分割協議書を作成する。

令和5年11月22日(水) 第10(2748)回  
誕生会

点鐘 18時30分 会場 ホテル第一会館



■会長挨拶・会務報告（中川会長）  
雪も降ってきて忙しくなる方も多いと思います。家族会へ向けて、ご来賓については振興局長からは来年のバーベQも快諾を戴き、町長も出席の予定で、他の方も従来通りの予定です。前回のタージマホール同様に今回も20名以上の出席での夜間例会となりました。楽しく過ごしましょう。

■幹事報告（須藤幹事）  
書き初め大会の案内が来てます。ロータリーの友10、11月号、米山の小冊子が来てます。

【委員会報告】

■出席報告 会員 23名 児童 1名

■まごころ箱  
中川会長／長尾会員／長谷会員／古谷会員、渡辺朔ちゃん

なんとなく 288円 合計 5,288円

■岩佐親睦委員長  
今までに無いくらいの？の楽しい家族会を予定してあります。くじ引きや会員参加等がありますので、是非お楽しみに。

【お誕生会】

なかなか誕生会を開催するチャンスが無く、7月～12月までの会員の誕生会となりました。ケーキも用意しましたので、皆さんでお祝いをしましょう。



■誕生日代表（長尾会員）  
今日は結婚記念日でもあり、これまで幸せにやってこれたことに感謝します。